
碧南市燃やすことのできるごみ指定袋の 新たな運用方針（ダイジェスト版）



令和7年12月

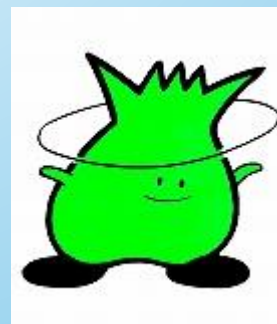
発行 碧南市

編集 経済環境部環境課ごみ減量係

〒447-8601 碧南市松本町28番地


電話：0566-95-9899 FAX：0566-48-2940

E-mail：kankyoka@city.hekinan.lg.jp



碧南市燃やすことのできるごみ指定袋の新たな運用方針（ダイジェスト版）

◎現状と課題

国目標値、県平均値より家庭系ごみを多く排出・排出ごみ処理経費の増加  ごみ減量のさらなる推進が必要

◎新たな制度

ごみ減量意識向上のため、一定枚数無料配布を廃止し、燃やすことのできるごみ指定袋1枚目からの有料化を実施します

◎制度の仕組み（段階的に価格を改定します）

	現 行	令和9年4月1日～ 令和12年3月31日	令和12年4月1日以降～
価格/ℓ	1 円	0.25円（現行の約1/4）	0.5円（現行の約1/2）
販売価格	大10枚入 450円 中10枚入 300円	大10枚入 110円 中10枚入 70円 小10枚入 50円（追加） ※10円未満切り捨て	大10枚入 220円 中10枚入 150円 小10枚入 100円 ※10円未満切り捨て
入手方法	町内会から配布 ハガキと交換 販売店等で購入	販売店等で購入	販売店等で購入

◎実施スケジュール

年 度	内 容
令和7年度	パブリックコメントの実施 関係する条例改正
令和8年度	住民説明会を始めとする周知期間
令和9年度	1枚目から指定袋有料化開始（現行の約1/4）0.25円/1ℓ当たり
令和12年度	価格改定（現行の約1/2）0.5円/1ℓ当たり

◎周知・留意事項等

内 容
1 説明会の開催 令和8年度に各地区単位で開催予定 開催時期・場所・回数等は決まり次第 広報等でお知らせ
2 周知啓発 広報、市HP、市公式LINE、スマホアプリ 「さんあ～る」、チラシ等で周知
3 現在の指定袋の取扱い 令和10年3月31日まで引き続き使用可 新しいごみ袋等の案内は令和9年中に 周知予定
4 指定袋販売店について 販売店の拡大を検討、決まり次第広報等 でお知らせ 現在は環境課の他、指定販売店で購入可

※ 制度内容の詳細は
「碧南市燃やすことのできるごみ指定袋の新たな
運用方針（本編）」をご覧ください。